

国立大学法人東京外国語大学ハラスメント防止委員会規程

平成21年 3月31日
規則 第37号

改正 平成24年 3月27日規則第40号 平成27年 3月24日規則第16号
平成28年12月20日規則第96号 平成31年 3月19日規則第22号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）は、国立大学法人東京外国語大学ハラスメント防止のための指針（平成21年3月31日制定。以下「指針」という。）第3項第3号に基づき、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント等の人権を侵害するハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止及び問題解決のために、「国立大学法人東京外国語大学ハラスメント防止委員会」（以下「防止委員会」という。）を設置する。

2 本規程で使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、指針の定義に従う。

(組織)

第2条 防止委員会は、学長の下にこれを設置する。

2 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事又は副学長のうち学長が指名する者 1名
- (2) 言語文化学部長
- (3) 国際社会学部長
- (4) 国際日本学部長
- (5) 大学院総合国際学研究院長
- (6) 大学院国際日本学研究院長
- (7) アジア・アフリカ言語文化研究所長
- (8) 事務局長
- (9) 学長がジェンダー・バランスに配慮して委嘱した本学職員 若干名

(任期)

第3条 前条第2項第9号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員となった場合、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 防止委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副学長が務め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。ただし、緊急の必要があるときは、他の委員が委員会を招集することを妨げない。この場合、議長は、招集された当該委員会において定める。

4 防止委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

5 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

6 委員は、防止委員会に代理人を出席させることができない。

7 委員が審議事項について利害関係を有するときは、当該委員は議事に加わることはできず、この場合、第5項の出席者の数に算入しないものとする。

(委員以外の者の出席)

第5条 防止委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(任務)

第6条 防止委員会は、次の各号に掲げる任務を遂行する。

- (1) ハラスメント防止のための施策に関すること
- (2) ハラスメントに係る問題の解決及び被害者の救済に関すること
- (3) ハラスメントに係る相談及び相談体制に関すること
- (4) 学長が防止委員会に諮問した事項に関する審議・報告
- (5) ハラスメント防止及び問題解決に関する施策・措置等の学長への提言
- (6) その他、ハラスメント防止及び問題解決に関して必要な事項

(申立ての受理)

第7条 防止委員会は、ハラスメントの被害申立てがあった場合、これを受理する。

2 防止委員会は、被害申立てを受理する際に、申立人が調査・調停・調整のいずれの手續を希望するか、確認する。

3 防止委員会は、申立人の希望を十分に配慮した上、いずれの解決方法をとるか、決定する。

4 防止委員会は、調査・調停・調整を行う場合は、その旨を被申立人に通知する。

(調査)

第8条 防止委員会は、申立人が調査を希望し、かつ防止委員会が必要と判断する場合、事実関係の調査を行う。

2 防止委員会は、調査にあたり、事案毎にハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という）を設置し、調査を委託する。

3 調査委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(認定)

第9条 防止委員会は、調査委員会の報告を受けて、ハラスメントの有無を認定する。

2 防止委員会は、認定結果を学長に報告するとともに、処分ならびに環境改善等の諸措置に関する意見を提出する。

3 防止委員会は、認定結果を申立人、被申立人ならびに必要と判断される関係者に通知する。

(調停)

第10条 防止委員会は、申立人が調停を希望し、かつ防止委員会が必要と判断する場合、その事案に関する調停委員会を設置し、調停を委託する。調停とは、申立人・被申立人の話し合いまたは調停案の提示により問題解決を図る手續をいう。

2 調停委員会の設置に関しては、国立大学法人東京外国語大学ハラスメント調査委員会規程（以下「調査委員会規定」という。）第2条1項、3項を準用する。

3 調停委員会は、申立人・被申立人の話し合いまたは双方からの事情聴取の結果に基づいて、とられるべき措置について調停案を作成し、申立人と被申立人に提案する。申立

人及び被申立人が調停案を受け入れたとき、又はそのどちらかが調停案を受け入れないときに調停手続きは終了する。

(調整)

第11条 防止委員会は、申立人が調整を希望し、かつ防止委員会が必要と判断する場合、調整を行う。調整とは、申立人・被申立人双方の主張を公平な立場で聴取し、問題解決を図る手続をいう。

(緊急措置)

第12条 防止委員会は、申立ての受理後、ハラスメントの認定以前であっても、必要と判断する場合は、申立人の同意を得た上で、被申立人の人権を侵害しない範囲で緊急措置を学長に対し提案する。

2 防止委員会は、申立ての受理後、ハラスメントの認定以前であっても、必要と判断する場合は、申立人の同意を得た上で、被申立人の人権を侵害しない範囲で被申立人に対し注意喚起を行う。

(委員の責務)

第13条 防止委員会の委員は、委員として知り得た情報（個人情報を含む）について、任期中・任期後を問わず、秘密として厳守しなければならない。

2 防止委員会の委員は、その職務に際して、個人の人格の尊重を旨とし、申立人、被申立人およびその他の関係者のプライバシー及び名誉を守らなければならない。

(庶務)

第14条 防止委員会の庶務は、人事労務課が行う。

(雑則)

第15条 本規程に定めるもののほか、防止委員会の運営に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 国立大学法人東京外国語大学セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等人権侵害に関わるハラスメント防止委員会規程（平成19年規則第43号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。